

個人貸出資料の市町立図書館等での返却に関する要領

【内容】

県内のどの地域に住んでいても、等しく県立図書館が利用できるよう、遠隔地の住民の利便性を高めるため、県立図書館で個人貸出を受けた資料を、市町立図書館等を通じて返却できるようにし、協力便により回収する。

【実施対象】

- ・ 県内市町立図書館等
ただし、高松市内に所在する図書館等は対象としない。
- ・ 図書館未設置の自治体で、協力貸出を行う教育委員会、公民館等

【方法】

①返却に必要な書類の常備

- ・ 「香川県立図書館資料返却届」（以下「返却届」という。）（別記様式）と、利用者への注意事項の説明資料を各機関の窓口に着用する。

②受取

- ・ 資料の受け取りは、各機関の開館時間内とする。
- ・ 各機関は、返却冊数を確認して、資料を受け取る。利用者には、取り扱い機関の印を押印した「香川県立図書館返却資料受領書」を渡す。返却届にも押印し、資料とともに保管する。

③発送

- ・ 各機関は、資料と返却届を、協力便を利用して県立図書館へ発送する。
- ・ 返却の際、協力貸出資料等と混同しないよう留意する。CDについては、破損しないよう、梱包に注意する。返却届は、返却届同士でまとめて、荷物の中に入れる。

④返却処理

- ・ 県立図書館は、協力便で回収した資料を、原則として協力便が到着した日に返却処理する。

【その他】

- ・ 返却は、利用者の居住地に関係なく、各市町立図書館等で取り扱うものとする。
- ・ 市町立図書館等は、利用者のプライバシーに留意する。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成13年4月1日から施行する。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成14年4月1日から施行する。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成17年12月13日から施行する。

【施行期日】

- ・ この要領は、令和5年9月26日から施行する。